

第8章 保存管理

1. 保存管理の方向性

八上城跡の本質的価値を幅広く周知し、地域の貴重な歴史文化資産として次世代へ継承するためには、本質的価値を構成する城郭遺構を確実に保存し、適切な維持管理の実施が必要不可欠である。

城郭遺構の有無や重要度、また未指定地に残る八上城に関する遺構や周辺の付城跡及び城下町遺跡等から『史跡八上城跡保存管理計画策定報告書(以下：旧計画書)』で示された保存管理のゾーニングを踏襲し、その方向性を以下に示す。

(1) ゾーニングの設定

- ・旧計画書で示したゾーニングは、史跡地では城郭遺構の有無や重要度による区分を基本とし、それに加えて自然環境としての植生や林相、林業等の現況土地利用を勘案している。また、史跡地外に残る遺跡群についても、八上城跡との関連性を踏まえ設定している。そのため、本計画においても、旧計画書の保存管理のゾーニングを基に、各ゾーンの保存管理の考え方を設定する

(2) 現状変更の取り扱い基準の設定

- ・八上城跡を適切に保存管理するために、状況に即した現状変更の取り扱い基準を設定する。これにより、本質的価値を損なうことなく、保存・活用のための整備を進めていく。

(3) 史跡指定地内の保存管理

- ・本質的価値を構成する城郭遺構の定期的な点検を実施し、遺構の保存状況の把握に努める。日常の維持管理、定期観察を適切に行うことで、遺構の保存状況を把握するとともに毀損を未然に防止する。
- ・八上城跡の主郭部に存在する石垣の一部が崩落しているため、その保存対策について検討する。
- ・遺構の保存を前提に、主郭部からの眺望や、周辺地域からの景観を阻害しないような樹木管理を進めていく。
- ・主郭部曲輪内の草刈りや樹木の間伐、登山道の補修などの日常的な維持管理を継続する。

(4) 災害の予防と発生時の対応

- ・近年多発するゲリラ豪雨や地震などに備える予防処置を講じるとともに、緊急時の対応体制の整備や庁内外の関係機関との連携体制の構築を図る。

(5) 史跡指定地外における保存管理の方向性

- ・今後の発掘調査成果をもとに、追加指定に向けた取り組みを推進し、遺跡の確実な保存を図る。

2. 保存管理の方法

(1) ゾーニングの設定

遺構の分布状況や自然環境等を踏まえた旧計画書で設定されたゾーニングを踏襲し、各ゾーンの特徴および保存管理の考え方を次に示す。

表 8-1 八上城跡のゾーニングの特徴と考え方

ゾーン		特徴	保存管理の考え方
史跡地	A	・山頂部及び稜線部において、主要な城郭遺構が遺存する地域	・遺存している城郭遺構を確実に保存する。 ・遺構の保存と顕在化、さらに眺望のための伐採等を地権者及び市民等の協力を得て推進する。
	B	・城郭遺構は存在しないが、山城としての威容を示し、史跡の景観保全に資する地域	・主要な城郭遺構を保護する緩衝地としての景観保全を図る。 ・今後の遺構分布調査等により、曲輪等の重要な遺構が確認されれば、その周辺を含む範囲をAゾーンに変更する。
史跡地外	C	・史跡と不可分の価値を持つ館跡等の城郭遺構が存在する地域、または史跡の景観保全にとって重要な地域	・館跡等の城郭遺構の保存を図る。 ・主要な城郭遺構を保護する緩衝地としての景観保全を図る。 ・史跡の追加指定を積極的に推進する。なお、土地の大幅な形質変更を防ぐため、その歴史的価値の高揚に努めるとともに、市民並びに地権者に周知を図る。
	D	・氏寺跡などの関連遺跡が存在し、史跡周辺の景観保全にとって重要な地域	・史跡周辺の自然環境、景観保全を図る。 ・必要に応じて史跡の追加指定を推進するとともに、土地の大幅な形質変更を防ぐため、その歴史的価値の高揚に努め、市民並びに地権者に周知を図る。
	E	・城下町遺跡並びに近世以後の歴史的町並みが現存する等、史跡と密接な関係を有する地域	・敷地割にその名残が見られ、現存する町並みにも歴史的建築物が残されているので、土地の大幅な形質変更を防ぐため、その歴史的価値の高揚に努めるとともに、市民並びに地権者に周知を図る。
	F	・城下町を推定させる地名が伝わる範囲であり、参考地として注意を要する地域	・城下町遺跡参考地域として、開発等に際して注意を払う。
	G	・篠山川対岸等に展開する八上城の攻防に関わる付城跡	・篠山川の対岸等に位置する付城跡で、縄張り調査等を進め実態把握に努める。また、土地の大幅な形質変更を防ぐため、その歴史的価値の高揚に努めるとともに、市民並びに地権者に周知を図る。

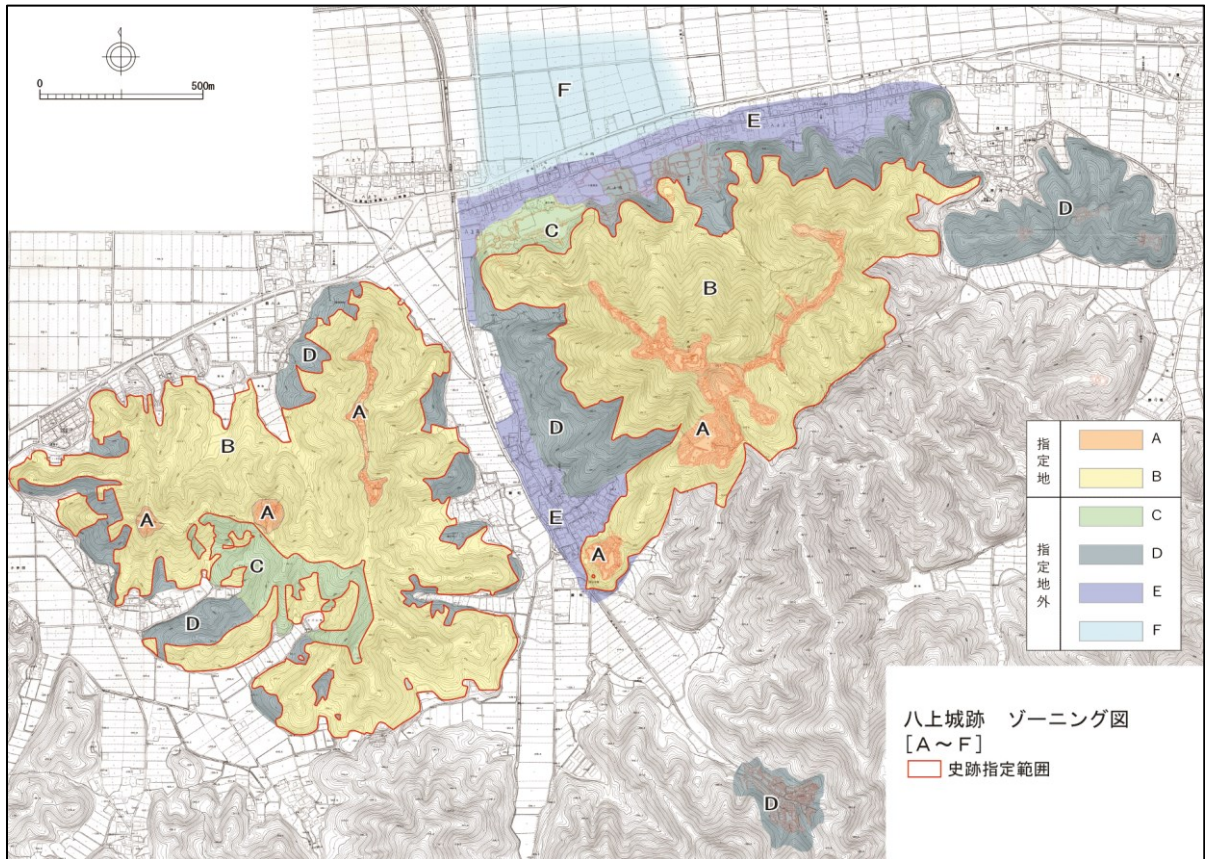


図 8-1 八上城跡 ゾーニング図 [A ~ F]

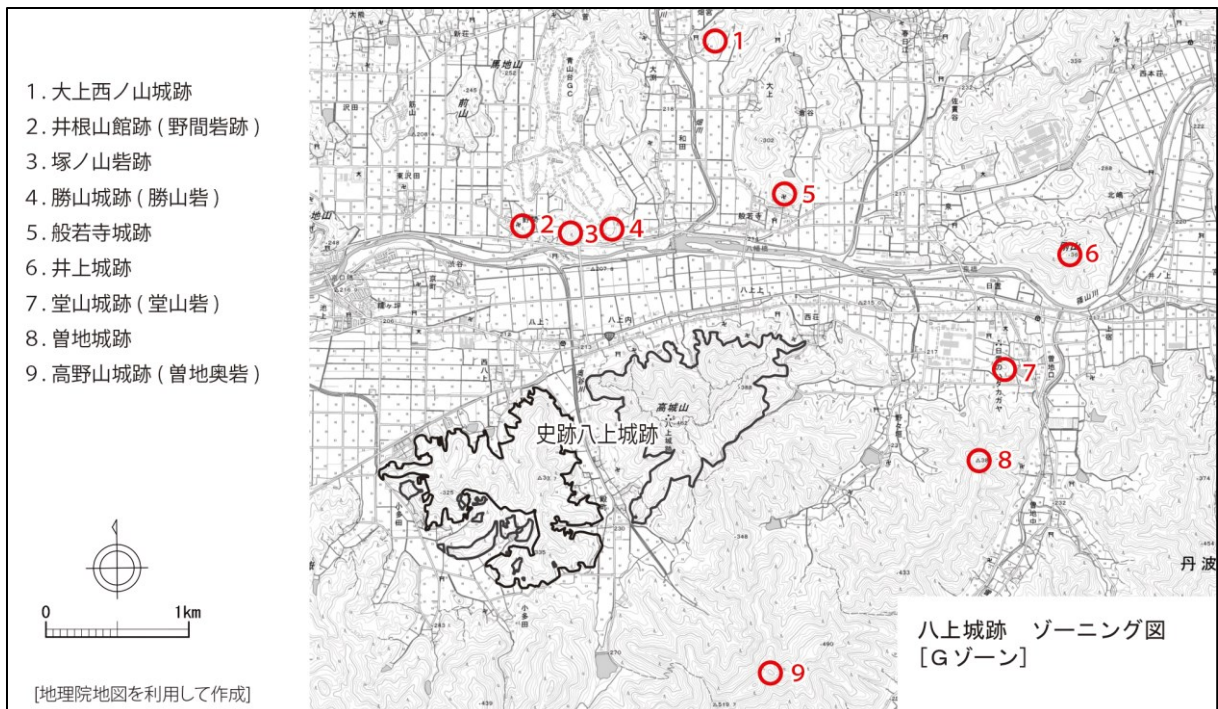


図 8-2 八上城跡 ゾーニング図 [Gゾーン]

(2) 現状変更の取り扱い基準の設定

①指定地の現状変更に関わる法令

八上城跡の本質的価値を確実に保存するため、史跡指定地は現状保存することが原則である。

そのため、史跡地内で「現状を変更する行為」、または史跡の「保存に影響を及ぼす行為」をしようとする時は、文化財保護法(以下、「法」という。)第125条第1項に基づき、国(文化庁長官)に申請を行い、許可を受けなければならない。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき重大なものを除く行為については、都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令(以下、「施行令」という。)第5条第4項第1号に示されている。また、許可が不要である事項については法125条1項ただし書きに示されている。

「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事等、史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。史跡を保存するためには、変更内容が史跡の価値を構成する要素にいかなる影響を与えるかを熟慮して判断する必要がある。そのため、史跡八上城跡で今後想定される現状変更に対して、取り扱い基準を定め、その運用を図っていく。

以下、現状変更を認めない場合、文化庁長官による現状変更等許可が必要な行為、丹波篠山市教育委員会による現状変更等許可が必要な行為、現状変更等許可が不要な行為を掲載する。

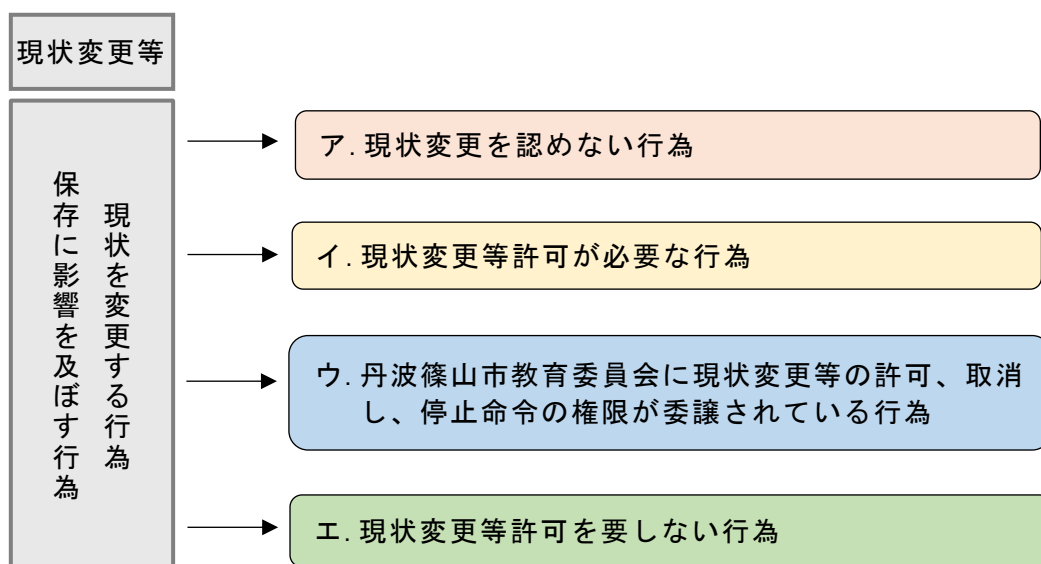


図 8-3 現状変更に対する措置模式図

②現状変更等の取扱い基準

ア. 原則現状変更を認めない行為

- a. 遺跡に影響を及ぼす行為は、原則として変更を認めない。
- b. 地形及び景観の改変は、災害の復旧等を除き原則として認めない。

イ. 現状変更等許可が必要な行為

- a. 発掘調査等学術目的に実施する行為
調査の目的が史跡八上城跡の保存、活用を図る上で必要もしくは寄与するものであること。また調査範囲がその目的のため必要最小限のもの。
- b. 史跡の修理、復元整備
発掘調査や文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備委員会等で十分に検討したもの。なお、修理は必要最小限の範囲とする。
- c. 地形の改変
復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は原則認めない。
- d. 建築物の新築、改築、移転、除却
史跡の保存と活用、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のもの。
- e. 工作物の新設、改修、修繕、除却
史跡の保存と活用、防災設備等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のもの。
- f. 地下埋設物の改修・新設
改修は、史跡としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもの。
新設は、史跡としての保存管理・活用及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査や史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認める。
- g. 木竹の植栽、抜根
新たな植栽について、法面保護や山城跡の景観に必要な場合、遺構等の残存状況を勘案し、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で認める。既存樹木の枯損等に伴う更新や史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の保存修理や整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ認める。史跡の保存修理や整備に伴う抜根については、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、発掘調査の結果により行う場合は認める。その範囲は必要最小限の範囲とする。

ウ. 丹波篠山市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている
行為

法第 184 条第 1 項第 2 号及び施行令第 5 条第 4 項第 1 号により、丹波篠山市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

- a. 2 年以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120 m²以下のもの)の新築、増築又は改築
- b. 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る)であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- c. 工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
- d. 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む)に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修
- e. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- f. 建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る)
- g. 木竹の伐採(伐根を伴わないもの)
- h. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

エ. 現状変更等許可を要しない行為

維持の措置（法第 125 条第 1 項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為）

a. 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡の指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

（石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、斜面の一部が流出し、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等）

b. 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（石垣や斜面の崩落若しくはそのおそれがある場合に、土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等）

c. 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつその復旧が不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（運用にあたっては、行為の必要性や施工範囲等について、所有者をはじめ関係機関が十分協議し、必要最小限の範囲となるよう努めること。）

非常災害のために必要な応急処置

市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに兵庫県教育委員会へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。

（地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣や遺構の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立入り禁止柵等の工作物の設置、災害による倒木等の伐採や除去等）

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの（地形の変形を伴わないものに限る）

市教育委員会と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに兵庫県教育委員会へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。

a. 日常の維持管理に係る行為

- ・ 史跡内の清掃、除草、植栽樹木の剪定等の維持管理、倒木の除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充等
- ・ 地下掘削や地形の改変を伴わない枯れ木の伐採、維持管理の範囲で行われる草刈り、剪定、枝払い、石垣面に生育しているツタ類や灌木類の除去、病虫害の防除処置等

b. 測量や調査のための一時的な行為（測量杭や調査機器の設置等）

c. あらかじめ協議により現状変更が不要であることを確認済みの軽微な行為

d. 遺構を毀損することのない範囲での森林活動

③現状変更等の手続きの流れ

史跡内で現状変更等を行う場合は、丹波篠山市教育委員会と事前協議を行い、行為の内容に応じて、文化庁または丹波篠山市教育委員会の許可を得なくてはならない。

④史跡地内で想定される現状変更等に対する取扱い基準

現状変更等についての取扱い基準は前項で示したとおりであるが、史跡内で想定される現状変更等に対する取扱い基準について以下に示した。

表 8-2 史跡地内で想定される現状変更等に対する取扱い基準

	ゾーンA	ゾーンB
	山頂部及び稜線部において、主要な城郭遺構が遺存する地域	城郭遺構は存在しないが、山城としての威容を示し、史跡の景観保全に資する地域
学術目的の発掘調査等の実施	・ 史跡の保存活用上、必要もしくは寄与するものについて認める。	
建築物及び工作物等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の保存活用に関連するもの以外は原則として認めない。また、景観に影響を及ぼすものについても設置を認めない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【想定される保存活用に関わる工作物等】 遺構保護のためのネットやマット等、史跡標柱、解説板、見学路</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧ならびに防災施設の新設および改良については、事前協議ならびに遺構保存を前提に認める。 ・ 森林保護の普及活動としての保護標柱、新植地等の標柱・標識又は獣害対策のための囲い柵等の軽微なものの設置は認める。 	
森林の日常的管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に掲げる森林の日常的管理行為は現状変更の協議を要しない。 <p>【地拵、下刈、つる切、除伐、枝打、危険木・枯損木の除去、鳥獣害・病虫害等の防除】</p>	
伐採及び植林等の森林施業	・ 伐採、新植、改植、補植に際して、伐根等により遺構の保存に重大な影響を及ぼす場合は、原則として現状変更は認めない。	
道路及び水路等の新設ならびに改良	・ 地形の改変を伴うものは原則として認めないが、遺構の保存に必要なものは認める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変を伴うものは原則として認めないが、遺構の保存に必要なものは認める。 ・ 森林の管理に係る道路については、遺構保存を前提に認める。 ・ 災害復旧ならびに防災施設に係る水路については、事前協議ならびに遺構調査を前提に認める

⑤史跡地外の現状変更等に対する基本的な考え方

史跡地周辺においては、埋蔵文化財、景観等の関係法令に基づき周辺環境の保護を図る。特に八上城跡に関わる城郭遺構が存在し、指定地の自然環境や景観を保全する上で必要不可欠な地域であるゾーンCにおいては、開発等の影響が遺跡や景観に及ばないよう協力を求める。

表 8-3 史跡地外の現状変更等に対する基本的な考え方

ゾーンC：史跡と不可分の価値を持つ館跡等の城郭遺構が存在する地域、または史跡の景観保全にとって重要な地域	
伐採及び植林等の森林施業	・ 地下遺構が存在する場合は、その保存に重大な影響を及ぼさないよう、文化財保護法に基づき適切な指導を行う。
建築物及び工作物等の設置	・ 地下遺構が存在する場合は、その保存に重大な影響を及ぼさないよう、文化財保護法に基づき適切な指導を行う。また設置に際しては、区域内の自然環境をできるだけ残すよう指導する。
道路及び水路等の新設ならびに改良	
ゾーンD：氏寺跡や付城跡が存在し、史跡周辺の景観保全にとって重要な地域	
伐採及び植林等の森林施業	・ 地下遺構が存在する場合は、その保存に重大な影響を及ぼさないよう、文化財保護法に基づき適切な指導を行う。
建築物及び工作物等の設置	
道路及び水路等の新設ならびに改良	
ゾーンE：城下町遺跡並びに近世以後の歴史的町並みが現存する等、史跡と密接な関係を有する地域	
ゾーンF：城下町を推定させる地名が伝わる範囲であり、参考地として注意を要する地域	
ゾーンG：篠山川対岸等に展開する八上城の攻防に関わる付城跡	
建築物及び工作物等の設置	・ 地下遺構が存在する場合は、その保存に重大な影響を及ぼさないよう、文化財保護法に基づき適切な指導を行う。
その他地下の掘削を伴う開発行為	

(3) 史跡指定地内の保存管理

【共通】

○遺構保存

- ・城郭遺構の全容把握に向けて、兵庫県が公開する高精度3次元地理空間データによる遺跡立体図などを参考に、遺構の分布調査を実施し、その調査成果によっては、保存管理のゾーニングを適宜見直す。
- ・法光寺城跡や奥谷城(蕪丸)跡においても、高精度3次元地理空間データによる遺跡立体図を作成し、遺構の分布状況を確認する。
- ・八上城跡の主郭部に遺存する石垣遺構について、現況測量等(三次元測量・オルソ作成等)により、現状の記録保存を行う。
- ・縄張りを形づくる地形や堅堀などの本質的価値を構成する城郭遺構の定期的な点検を実施し、遺構の保存状態や毀損の恐れのある箇所を早期に把握し、毀損の未然防止に努める。また、点検等によって遺構の毀損等が確認された場合は、その状況等に応じて、復旧対策等を早急に講じる。
- ・定期点検の結果や毀損箇所の把握などについては、担当課のみならず庁内の情報共有を図る。
- ・降雨時の雨水流下ルートを把握し、地表面の水みち化の防止、雨水流下の分散化を図る。
- ・全国の山城で、近年のシカの増加により下草が食べられ地表面の露出が顕著になる報告が多くなっている。またイノシシによる地表面の掘り起こしも問題になっている。このような地表面の露出や掘り起こしは遺構の保存に支障をきたし、また見学者の安全確保にも問題があるので、関係部局と獣害対策について検討する。

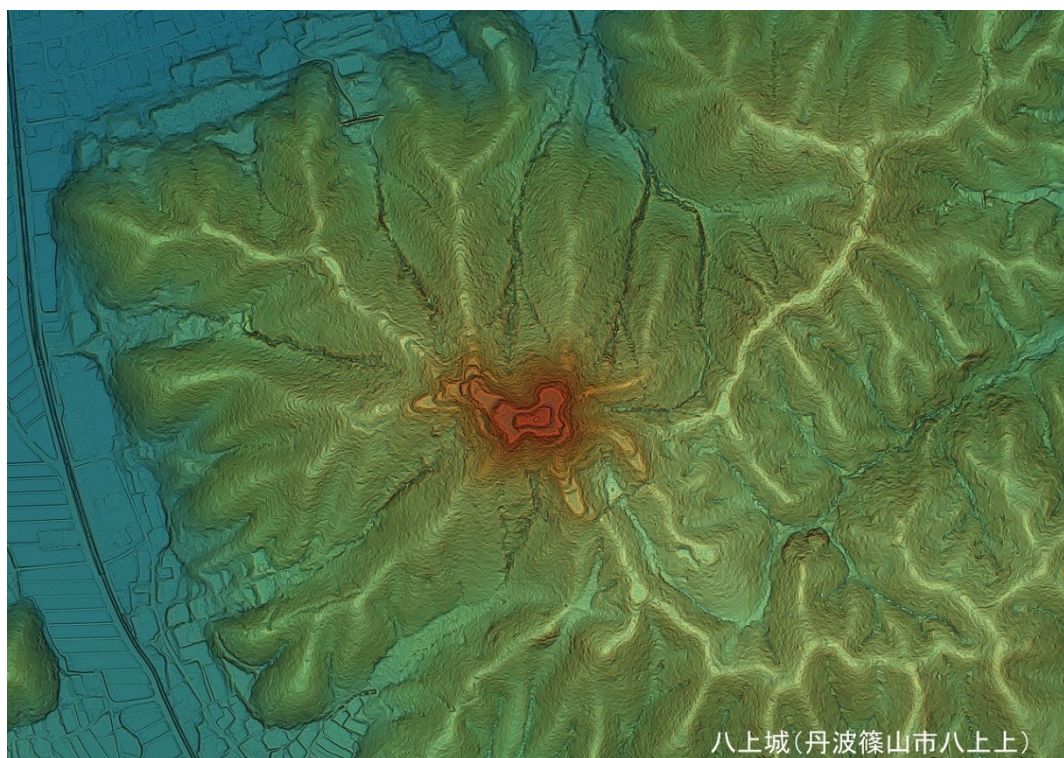


図 8-4 八上城跡の遺跡立体図(兵庫県HPより)

○植生・樹木

- ・植生調査や生態系の調査を実施し、低林など山城跡にふさわしい景観を目指した目標林を設定する。
- ・主郭部の曲輪内等については、景観的に良好な樹木を保存しつつ、遺構や地形の保存と曲輪の顕在化、ならびに眺望確保のため樹木の伐採を行う。また山腹等の樹木については、景観保存と災害防止の観点から、伐採や間伐などの適切な樹木管理のあり方を検討する。
なお、樹木伐採は、山崩れや落石防止等の観点から除根せず、地上高 30cm 程度の切株を残す。
- ・枯損木や衰弱木など危険木については、土地所有者等との協議を踏まえた上で伐採を行う。また、伐採した樹木については、遺構保存や安全な見学に支障のない処分方法を検討する。
- ・以上に掲げた植生や樹木管理の適正な維持管理のあり方については、「兵庫県みどりのヘリテージマネージャー」との連携や、法光寺山の山麓で実施している「麒麟の森づくり事業」での里山づくりの経過等を参考にする。

○管理

- ・史跡地の大半は国有地(林野庁)または兵庫県の所有であり一部民有地も含まれているので、保存管理や日常的な維持管理にあたっては、引き続き関係機関及び土地所有者との連携を図る。
- ・史跡地内の民有地については、市有地化にむけて計画的に取り組む。
- ・史跡であることを明確に周知するための史跡指定標柱を設置する。
- ・史跡の範囲を明確にするため、境界標を設置する。
- ・史跡保存のためのマナー啓発を目的とした看板を設置する。

【八上城跡】

- ・主郭部に残存する石垣については、三次元測量を実施し、オルソ画像や石垣の特徴や状況を記録した「石垣カルテ」を作成し、点検や今後の調査研究の基礎資料として活用する。
- ・石垣の崩落部において、崩落の進行を防止するための保護措置を検討し、崩落範囲の拡大を防ぐ。ただし崩落箇所は、廃城時の意図的な破壊による可能性もあるので、調査研究の成果を踏まえて、今後の保存修理方法のあり方を検討する。
- ・地域の歴史を伝える「波多野秀治公表忠碑」と「石碑」については、定期的な清掃などの適切な維持管理を行う。

【法光寺城跡】

- ・法光寺山尾根部に位置する曲輪の内部に獣害柵が設置されているので、遺構の保存と顕在化を図るために、所有者や関係部局等と獣害柵の取り扱いについて協議する。
- ・遺構の残存状況を確認した上で、遺構保存のための見学エリアを設定する。

【奥谷城跡】

- ・大手虎口付近とその奥の曲輪が竹林により鬱蒼としているので、竹林を適切に管理し、大手虎口と曲輪の顕在化を図る。
- ・遺構の残存状況を確認した上で、遺構保存のための見学エリアを設定する。

(4) 災害の予防と発生時の対応

丹波篠山市ハザードマップにおいて、史跡地及びその周辺は土砂災害の発生が想定されており、山腹の谷部の一部が土石流危険溪流に、山麓斜面とその裾部の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

近年多発する自然災害に備えた予防措置や発災時の対応方法について示す。

①防災上の体制

- ・発災時の対応を円滑に実施するため、十分な対応体制の整備が必要である。日頃から文化財担当部局を中心とする緊急時の対応体制を整えるとともに、庁内外の関係機関との情報収集・伝達体制を確立し、発災時の対応や史跡における復旧の考え方等について意識を共有する。

②防災・減災対策

- ・風水害等による被害を防ぐため、史跡地及び周辺の雨水排水経路等が適切に維持されているか定期的に点検を行うとともに、土石流危険溪流での倒木の除去など、適切な機能の維持を図る。
- ・災害発生時、速やかに遺構保護の対応が行えるよう、応急措置等の対応方針を検討する。

③災害発生時の対応

- ・台風の通過後や大雨、地震発生後には、巡回や点検を行い、被害状況を確認する。
- ・被害が確認された場合は、早急に関係機関に連絡し、応急措置等の方針について協議を行う。また、応急措置を講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全を確認しつつ適切に行う。

表 8-4 応急措置のイメージ

遺構保護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木など遺構の毀損要因となっているものは除去する。 ・ 毀損箇所は、必要に応じてシート等で養生する。 ・ 流出した土砂は、必要に応じて補充する。
石垣保全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崩れた石垣の石材が見学通路上や曲輪上などに散在する場合、記録を取りながら除去する。 ・ 斜面下部に落下した石材は、可能な範囲で回収する。 ・ 崩壊等の拡大を防止するために必要な箇所に土のうを設置する。 ・ 石垣上面部に陥没が発生している場合は、不透水性のシート等で被覆し、雨水排水の浸入を防止する。
見学環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学通路上に倒れた樹木等は除去する。 ・ 見学上危険な場所があれば、ロープ等で立ち入りを規制する。立ち入り規制区域を設定する際は、ホームページなどで公表し周知する。

(5) 史跡指定地外における保存管理の方向性

- ・ 史跡指定地外のC・Dゾーン(P8-2,3 参照)については、城郭遺構や城下町遺跡が存在している地域であるので、土地所有者の同意を得ながら発掘調査等を実施し、その成果により、追加指定すべき重要な箇所であると判断されれば、土地所有者の同意を得た上で史跡の追加指定を目指す。
- ・ 史跡指定地外のE・Fゾーン(P8-2,3 参照)については、城下町遺跡が存在していると推定される地域であるので、土地所有者の同意を得ながら発掘調査等を実施し、その成果によっては周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大等を行い、地下遺構の保存について協力を求める。
- ・ 史跡指定地外のGゾーン(P8-2,3 参照)については、土地所有者の協力を得ながら、縄張り調査等を進め、実態把握に努めるとともに、可能な限り現状保存についての理解を求める。